

《書評》

正本忍著
『フランス絶対王政の統治構造再考
——マレショールセに見る治安、裁判、官僚制——』

伊藤 直之

本書は、アンシャン・レジーム期フランスにおいて、地方の田園地帯や国王道路上の治安維持を担った行政機関であるマレショールセの研究を通じて、当時のフランス国制の特質を臣民統治の側面から解明しようとするものである。マレショールセには大きく分けて、特定の事件（プレヴォ専決事件）を裁く国王の特別裁判所としての機能と、割り当てられた管区を巡回し、犯罪者や浮浪者などを検挙する警察としての機能とがあった。このためマレショールセ構成員は全体を統括するプレヴォおよびそれを補佐する副官のほか、裁判を担うプレヴォ裁判役人、国王軍の一部隊として警察業務を担う憲兵からなっていた。このマレショールセは1720年、当時の陸軍卿ル・ブランの主導で大規模な改革が行われた。改革により、マレショールセは1地方長官管区につき1中隊とされ、それまで地域によって様々な構成をとっていた組織が全国的に統一されると同時に、陸軍卿—地方長官—プレヴォ（中隊の指揮官）という、王権に端を発する指揮命令系統が確立された。また、親任官僚制の導入により、王権はマレショールセの人事権をある程度掌握できるようになった。というのも旧マレショールセは成員全員が保有官僚という、売官制のもとで王権から官職を購入した者たちであったため、王権は旧マレショールセ成員を容易に罷免できず、よって旧マレショールセはしばしば機能不全に陥っていた。そこで改革では、マレショールセのプレヴォ裁判役人と憲兵を、王権から直接に親任状でもって任命する親任官僚とすることで、彼らに対する統制を確保した。本書は史料の残存状況も踏まえて1720年から1750年に時期を絞り、特にマレショールセ憲兵に関する膨大なデータを駆使することで、改革によって再編されたマレショールセの実像および改革の意義を検討する。なお本書は、フランス近世史を専門とする著者が2011年に一橋大学大学院に提出した博士論文を基にしながら、博士論文執筆後に発表された論文とあわせて一書に再構成されている。

構成は次のとおりである。

序 論 フランス絶対王政とマレショールセ

第1部 組織

第1章 1720年のマレショールセ改革

第2章 新生マレショールセの領域的編成

第3章 新生マレショールセの揺籃期（1720～21年）

第2部 成員

第4章 将校

第5章 プレヴォ裁判役人—陪席裁判官、国王検事を中心に—

第6章 隊員採用の条件と手続

第7章 隊員採用の実態—年齢、身長、軍隊経験—

第8章 在職期間に見る隊員の人事管理

第9章 退職に見る隊員の人事管理

第10章 異動に見る隊員の人事管理

結 論 —王権による統治システム整備におけるマレシオーセ改革の意義

序論の冒頭で、本書を貫く問題関心を「フランス絶対王政における臣民統治のあり方を再検討する」としたうえで、マレシオーセを取り上げることが述べられる。それはマレシオーセが警察、裁判所、軍隊という多岐にわたる機能を有するがゆえに、その研究を介してアンシャン・レジーム期フランスの国制を多面的に検討できるからである。とはいえマレシオーセ自体の研究は、1960年代に「社会史」的な問題関心から取り込まれるようになるのを待たなければならず、それも豊富な蓄積があるとは言いがたい分野である。現在では、絶対王政の統治構造における位置づけと、社会における存在意義の両面からアプローチされており、本書もこれらの潮流の延長線上におかれている。そして、王国全体の治安維持にとって重要な位置を占めながら、先行研究がきわめて希薄なオート・ノルマンディ地方を対象に、パリとルアンに残存する、成員名簿などのマレシオーセ関係文書を用いて、裁判、警察、地方統治、官僚制という四つの視角から検討することが標榜される。

第1部「組織」では、マレシオーセという組織が改革によってどのように規定し直され、それがどのような過程を経て実際に確立、運用されるようになったかが俎上に載せられる。

第1章では、マレシオーセ改革が必要とされるに至った背景が述べられた後、改革の具体的な内容が述べられる。旧マレシオーセはすでに触れたとおり、成員が保有官僚であったこともあり、その機能不全が大きな問題となっていた。憲兵は職務をまともに遂行しないどころか、場合によっては任地に駐在せず、商業行為に勤しむ者すらあったという。一方、18世紀初頭から相次ぐ戦争に加えて、飢饉の発生や疫病の蔓延などのために社会不安が増大し、民衆を日常的に監視する警察機構の再編が急務とされた。このような状況下で陸軍卿に就任したル・ブランは、地方長官としての経験を活かしながらマレシオーセ改革に大鉦を振るうことになる。改革によって、親任官僚制の大幅な導入、および地方長官管区との統一とそれに照応するところの陸軍卿—地方長官—プレヴォの指揮命令系統の確立が達せられた。さらに、憲兵を1人の指揮官と4人の班員からなる班として編制し、それらを効果的に配置することで、王国全体に治安維持のための組織網を張り巡らせることに成功した。これにより、王権は売官制によって生じた人事上の不如意を部分的に克服し、絶対王政の統治構造を改革するさきがけをなしたという。

第2章では、まずオート・ノルマンディ地方のマレシオーセ中隊の編制について概観する。詳述は避けるが、中隊が二つの副官管区（ルアン、コードベック）に分けられ、各副

官管区の中心である、ルアンにはプレヴォ 1 人、副官 2 人のほかプレヴォ裁判役人 3 人、コードベックには副官 1 人、プレヴォ役人 3 人が配置され、両都市にプレヴォ裁判所が設置された。また、ルアン副官管区には 13 班、コードベック副官管区には 7 班が展開した。そして本章では、班の駐屯地を確認し、その地理的特徴をまとめたうえで、班の設置場所として重要視された要素、またそこから明らかになるマレショーセに期待された役割へと考察を進めている。最初にル・グランが班設置場所の選定基準を示した命令書を参照し、次いで実際に班の駐屯地となった都市の特徴を整理し、ここから著者は「国王道路沿いに位置する交通の要衝」を第一基準としながら、都市の規模や騎馬による警邏のしやすさも勘案して班の駐屯地が定められたことを指摘する。そして、都市を対象とする夜警隊や民兵が「点」の治安維持を担ったのに対し、マレショーセには田園地帯などの「面」や国王道路などの「線」を監視する役割が期待されたと結論付ける。

第 3 章では、1720 年の改革によって規定された新生マレショーセが、オート・ノルマンディで創設され、実際の運用が始まった過程を、採用、財政的基盤、活動から追う。これらの検討から著者は、新マレショーセの創設後ただちに成員が揃い、活動を始めたわけではなかった、と結論付ける。特に、マレショーセ改革は全般的な性質のものであり、その組織的な確立にはある程度の時間が必要であったと付け加えている。しかしながら、オート・ノルマンディにおける新マレショーセ隊員の徴募が比較的早かったことは他管区の中隊との比較のうえで指摘されているものの、その組織の安定が改革後 10 年ほどを要したことについてはその比較がなされておらず、それが新生マレショーセを全体的にみてどう評価できるかについては不明である。章の最後には、「法令とその実施との時間差」という節があり、王令の公布日とそれが高等法院にて登記された日付との間にみられるずれについて述べている箇所がある。当時、高等法院は王令に対して登記権を有しており、登記を受けていない王令はその高等法院の管区では効力をもたないことになっていた。にもかかわらず、王令登記前からマレショーセ改革が終了していた、という指摘は当時の王権と高等法院との権力バランスを考えるうえで興味深い。高等法院の成員も基本的には保有官僚であったことに鑑みれば、王権が保有官僚の影響力を制限したマレショーセ改革を通じてどのような国制を志向していたかがより明瞭になるのではないかと考えた。

第 2 部「成員」では、新生マレショーセの成員個人に焦点が当てられ、職種ごとにより具体的な職務内容、勤務形態、人事管理の実態が検討される。第 4 章では将校（プレヴォ、副官）を、第 5 章ではプレヴォ裁判役人を、第 6～10 章では憲兵を扱う。

第 4 章は将校の職務およびその採用・就任について論じている。新マレショーセはその成員のほとんどが親任官僚であるところに当時の組織としての大きな特徴があるが、将校のみはなおも保有官僚のままであった。将校のこの特質が、本章における著者の考察にも大きく影響している。本章ではまず、将校の職務としてプレヴォ裁判の実施と中隊の管理の 2 点を挙げたうえで、どちらの職務においても必ずしも決定的な役割を果たしていたわけではなかったことを指摘する。次いで、採用・就任については、いかに採用希望者の能

力が高く、王権の意に適う人物であったとしても、財力が大きな障壁となっていたことを指摘する。さらに、職場放棄を行うプレヴォや副官がいた事例が紹介され、その背景には売官制特有の問題点が存在したことが述べられている。それでもなお新マレシオーセに保有官僚が残された意味については、結論で考察される。

第 5 章ではプレヴォ裁判役人の職務および採用・就任について論じている。興味深いのは、この職は王令によってバイイ・上座裁判所の裁判役人との兼職が推奨されていた点である。プレヴォ裁判は先述した将校とプレヴォ裁判役人によって開催されることになっていたが、将校は大きな役割を果たしていなかったため、実質的に裁判を主導していたのはプレヴォ裁判役人だった。プレヴォ裁判役人は親任官職だが、彼らが本職としているその他の司法機関での職は保有官職であったため、ここに食い違いが生じる。しかしながら、将校とプレヴォ裁判役人については、保有官職と親任官職の運用がわりあい柔軟に行われていたという。

第 6 章からは、マレシオーセの警察機能を担った憲兵の分析に移る。ここからは、巻末にある附属資料「オート＝ノルマンディ地方のマレシオーセ隊員名簿（1720～1750 年）」を参照することで、読者は著者の議論をより正確に追うことができる。まず第 6 章では、マレシオーセ改革時の諸王令にて採用条件がほとんど規定されていないことに注目する。これはマレシオーセ採用における法制化の不徹底を示すものではなく、むしろ改革によって憲兵が親任官僚となったことで、その後の諸王令によって憲兵の採用基準が厳格化していくうえでの大きな画期となった。とはいえ改革直後においても、もちろん無差別的に採用が行われたわけではなく、採用に際して国王による親任状交付が必要とされたことを通して、国王や陸軍卿の統制をマレシオーセ中隊に及ぼした点を強調する。こうして王権は、それまで中隊長の所有物のごとき観さえあったマレシオーセの、隊員採用における主導権を掌握し、これを国王の軍隊へと転化させることに成功した、とする。

第 7 章では前章に引き続き、隊員採用の検討が行われるが、ここでは実際に採用された人物の年齢、身長、軍隊経験の三要素から、王権が志向した隊員像を結ぼうとする。この三要素は旧マレシオーセ期から既に成員名簿にて必須の記入事項とされていたため、新マレシオーセにおいても重視されたと推察される。そして諸検討から、隊員のリクルートにはとりわけ高身長で軍隊経験があることが重視された、と結論付けられる。マレシオーセに研修や試用期間は存在しなかったとみられるため、軍隊経験が重要視されたのは容易に理解ができる。高身長の方は著者によると、彼らが相対したであろう被疑者の平均身長が当時の男子の平均に比して大柄であったことに加え、彼らが王権の強制力や威圧感を可視化する必要があったからだという。この点はマレシオーセ先行研究にて指摘されていることでもあるが、彼らが地方の巡回と、民衆の監視とを主な職務としていたことを考えれば興味深い。

第 8～10 章は、採用後の人事管理について、在職期間、退職、異動の三つの視角からそれぞれ 1 章を割いて議論される。これら三要素はいずれも、マレシオーセ改革によって王

権が主導権を確保したものである。

まず在職期間であるが、極端に長い例も短い例もみられ、かつ班によっても大きな差がみられるため、ここに全般的な傾向を見出すことはできない。加えて、班員のほとんどが50歳を越え、高齢化がみられた班においても王権が何らかのアクションを起こした形跡はない。したがって、「任期」や「停年」に対して王権が特別の関心を示した、とは考えられない。

同様に退職も、隊員による自発的な離職、不祥事ゆえの免職であれ、これを王権が人事管理の手段として積極的に利用していた形跡はみられないという。特に犯罪や軍規違反による処分、という形で免職された隊員が一定数みられることは、むしろ採用段階の問題や、規律維持が不徹底な隊の存在を示唆しているとされる。ただしここで著者が重要視するのは、王権が不適格者を排除する権限を有していた点である。保有官僚から成員が構成されていた旧マレショーセにおいては、隊員を免職できず、実際に不適格な隊員が隊に留まり続けた事例も報告されている。一方、新マレショーセにおいては、採用段階で十分な時間がかけられなかったこと、研修等が存在しなかったことに鑑みれば、不適格者の排除はより現実的な中隊管理・運営方法であったと主張する。

第10章では異動を、転任と昇進に分けて議論する。まず転任については、隊員の意向に大きく左右されていたという。隊員の要望に応じて転任そのものおよび転任先が決定されたり、逆に当局の都合で隊員に転任を強いることは控えられたりしたという。これについて著者は、隊員が待遇に不満をもち、辞職してしまうことを恐れ、班の安定を優先しようとする王権の意思がみられるとする。従って、転任が人事管理の手段として有効に機能していたとはいえない。一方で昇進は、人事管理の手段として役立てようとする意図が部分的に看取されるという。保有官僚に転任や能力による昇進は存在しなかった（保有官僚における昇進は原則、上級官職の買い替えによって達成された）ため、これは親任官僚ならではの視角といえるであろう。新生マレショーセにおける昇進は、プレヴォから提案を受けて地方長官や陸軍卿の検討のうえで行われたようである。この検討において人格や能力が評価の対象とされたことから、主体的に中隊を運営しようとする当局の意思が現れるが、中には保有官僚であるプレヴォによる、自らの中隊を私物化するような人事が、地方長官らの障壁となるような事例もあったという。とはいえ改革によって親任官僚中心となったマレショーセは、当時のフランスとしては珍しく、昇進が人事管理の手段となり得る組織であり、その手段を効果的に活用しようとする意図が見られたという点をこそ強調すべき、という主張でこの章は締め括られる。

以上を踏まえて結論では、序論で著者が設定した四つの視角—裁判、警察、地方統治、官僚制—からあらためてマレショーセ改革の意義が考察される。まず裁判においては、マレショーセの裁判機能自体は変化しなかったが、プレヴォ裁判役人が親任官僚となり、王権が彼らの任免権を保持するようになった点に注目する。ただし、プレヴォ裁判役人は兼職が前提であり、本職においては保有官僚であるため、王権による人事権確保はこの場合

過大評価されるべきではない、とも述べられている。次に警察においては、何よりも陸軍卿—地方長官—プレヴォという指揮命令系統が確立されたことを重要視する。しかしながら、改革からフランス革命に至るまで4000名を超えることがなかったマレシオーセが、その少人数で実際にどのようにフランス全土の治安維持を行っていたかは今後の課題としている。地方統治、官僚制においては、マレシオーセが親任官僚主体の組織に変貌したことを、二宮宏之の「社団」論を引き合いに出しつつ考察する。二宮の「社団」論によると、アンシャン・レジーム期のフランス王権は、臣民を個人ごとではなく、地縁や血縁、もしくは職能ごとに結びついた「社団 corps」ごとに把握し、その社団に特権という形で諸権利を認めることで、王権を頂点とする統治構造に組み込んでいったわけであるが、著者は改革によってマレシオーセは、保有官僚の論理よりも親任官僚を直接把握するところの王権の論理が優勢な社団に変容したと主張する。一方で、将校が保有官僚としての立場を維持しながら新マレシオーセに残ったこと（第4章）からも、社団的編成に基づく社会を強制的に王権の論理に振り向けたのではなく、社団固有の論理も尊重しつつそれを王権の論理に包摂する形で自らの意思を実現しようとしたのではないかとまとめている。そしてここから、プレヴォ裁判役人を保有官僚としてではなく親任官僚としてマレシオーセに勤務させたことの意味を考察する。すなわち、本来は王権の統制が利かない保有官僚を、親任官僚とすることで彼らを王権の統制下に組み込むことを目指した。そうすることで、保有官僚が王権に与える財政的恩恵と、王権に対して有する相対的独立性とのジレンマを克服しようとした、と結論付けた。

本書は膨大なデータを分析した結果描き出された新生マレシオーセ像を通して、当時の王権が志向した統治構造のみならず、その現実をも明らかにした浩瀚な研究書である。我が国においてマレシオーセは、フランス王国の治安維持をもっとも基本的なレヴェルで行い、かつ民衆と王権とをつなぐ役割さえ担っていたにもかかわらず、司法制度研究や国王軍隊研究の文脈でわずかに取り上げられることはあっても、正面から取り組む研究はそれまで絶無といってよい状況であった。このため氏の研究は、我が国のフランス史研究における空白地帯を埋めるのみならず、近世フランスの統治構造が革命に先立つアンシャン・レジーム期に変化していく態様を示した点でも非常に意義あるものと思われる。その研究史上の価値を十分に認めたいので評者から三つ、論点を提起したい。

一点目は第8章から10章にかけて、隊員の在職期間や退職、転任に全般的傾向が看取されないため、これらは隊員採用後の人事管理の手段として機能していたとはいえない、とする点である。これについて評者には、ある一つの切り口から傾向が見られないということは、王権が、あらゆる要素を総合的に勘案し、個々の事例に応じた人事管理を行っていたことを示しているのではないかと、思われた。これが旧マレシオーセであれば、定められた額を納めた者が官職に就いたわけであるから、理論上王権がケースバイケースの人事管理を行う余地は生まれにくい。とすればある一つの要素に縛られず、自由裁量をもって王権が人事管理をしていたところに新生マレシオーセの、ひいては王権が志向した統治構造

の特質があるのではないだろうか。

二点目は本書でいくつかみられる「保有官僚の公職観」について、である。たとえば、第8章(274頁)では、ごく短期間で班を離れたり、逆に高齢になっても勤務したりする班員の存在、班による隊員の定着度合いの違いを挙げて、こうした隊員たちは「保有官僚の公職観」、すなわち職務を保有しているという観念を有していた、とする(第10章、344頁にも似たような意味で取り上げられる)。しかし個人的な理由で公務を退くことは、たとえ官職を購入、保有するという発想がなくても十分考えられるであろうし、こうした行動が保有官僚特有のものとも考えにくい。むしろ保有官僚の特徴とは、同一家系で官職を世襲し続け、これを家産化するところにあるのではないか。新生マレショーセの場合、隊員がその意思で自らの職を処分できなかったのも、「保有官僚の公職観」をもつのは難しかったのではないだろうか。

三点目は、結論(357頁)において新生マレショーセを一つの社団と捉えて議論がなされている点である。社団とは通常、王権が臣民を統治する際に媒介項として把握したものであり、地縁や血縁、職業ごとのまとまりを意味する、と評者は理解する。それゆえ、地縁や血縁でまとまっているわけではなく、また組織内に保有官僚と親任官僚がいきり交じり、担う役割もプレヴォ裁判であったり、地方の警邏であったり、と成員によって異なるマレショーセを一個の社団として、王権による統治の基礎をなす単位とすることには無理があるのではないだろうか。

以上で本書評を擱筆する。本書から得られた数多くの知見はフランス近世史を志す評者にとって示唆に富むものであり、大いに学ぶべき点があった。評者としてはぜひ本書の一読をお薦めしたい。

(A5判 15+514頁 2019年2月 刀水書房 税別12000円)

(京都大学大学院修士課程)